

# 農業・農村の多面的機能 ～洪水を防ぐ働き～ 田んぼダム（水田の貯留機能の強化）

農業・農村の有する多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことをいいます。

多面的機能イメージ図



引用：農林水産省webサイト 農業・農村の多面的機能

- ◆ 洪水を防ぐ働き  
～雨水を一時的に貯留して、ゆっくりと川に流す～
- ◆ 土砂崩れや土の流出を防ぐ働き  
～耕作された田畑は、土砂崩れや土の流出を防ぐ～
- ◆ 河川の流れを安定させ、地下水を涵養する働き  
～田畑に貯留した雨水等は、豊かな水源を涵養する～
- ◆ 生物のすみかになる働き  
～田畑は多様で豊かな生きものの命を育む～
- ◆ 農村の景観を保全する働き  
～農業の営みが「ふるさと」の美しい風景を守る～
- ◆ 文化を伝承する働き  
～農業の営みを通じて地域の伝統文化を受け継ぐ～



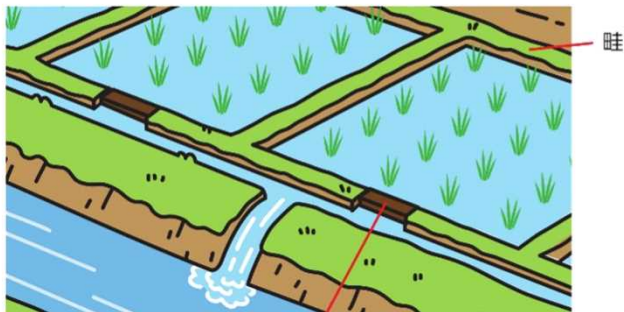
※この他にも様々な機能があります

# 1 農業・農村の多面的機能 ～洪水防止機能～

畦に囲まれた田や耕作された畑の土壌には、雨水を一時的に貯留する働きがあります。そのため農地は、ダムのような洪水を防止する役割を果たしています。

## ▼田は水を貯留する機能がある

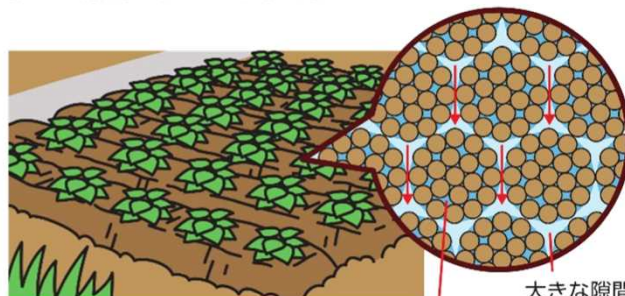
畦に囲まれている田は、大雨の際、雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくりと下流に流すことができます。



排水口に堰板を使って水の深さの調節ができる

## ▼耕作された畑の土に見られる団粒構造

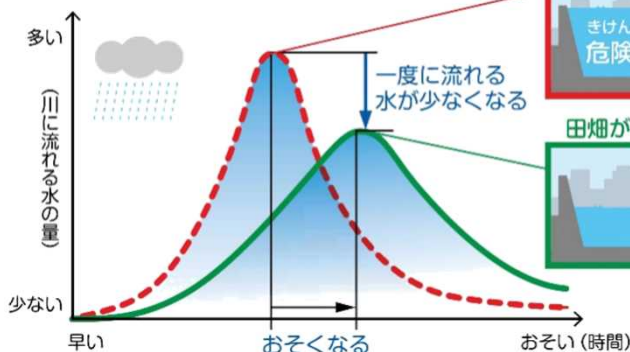
畑では土の粒子が集まって団粒構造を作り、その小さな隙間に水を一時的に貯留することができる。



大きな隙間は水が流れる

小さな隙間は水がそのまま残る

田畑がない場合



引用：農林水産省 農業・農村の多面的機能、洪水防止機能

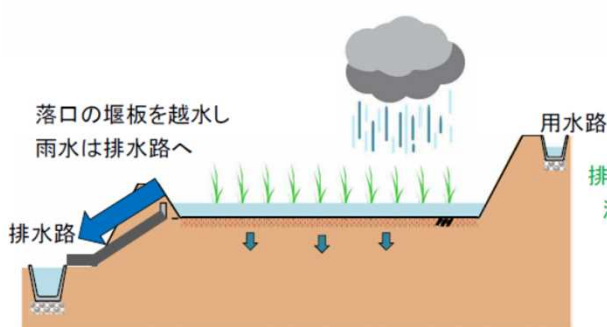
## □ 降雨時、川に流れる水量の変化

田畑のある場所では、雨水を貯留することができるため、一度に川に流れる水の量を減らすことができます。

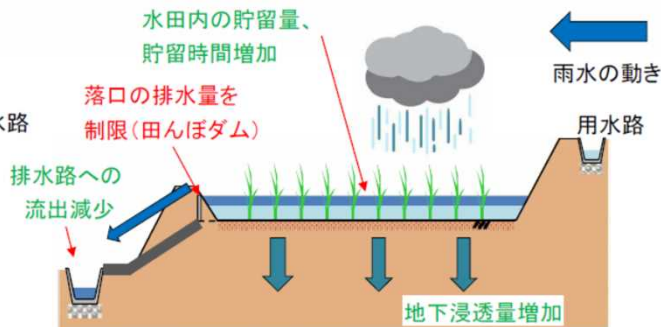
## 2 田んぼダムの仕組み

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組です。

非実施水田

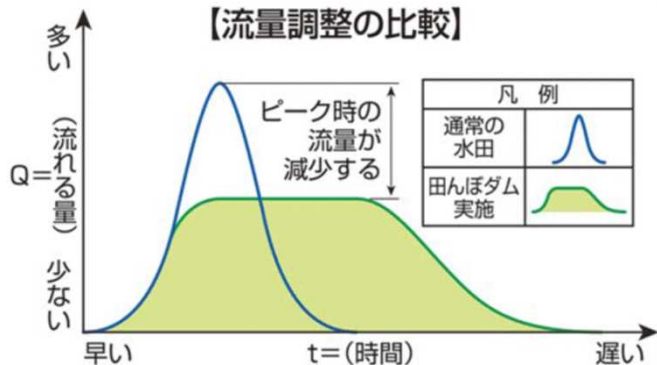


田んぼダムを実施する水田



引用：北海道空知総合振興局調整課 田んぼダム実施マニュアル(2020.6)

【流量調整の比較】



田んぼダム未実施

田んぼダム実施

写真：新潟市

引用：新潟県農地部 田んぼダムで安心な暮らしを！

引用：農林水産省 洪水防止機能

# 7 多面的機能支払交付金による加算措置

## 加算措置 ③水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

令和3年度拡充

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320

400円/10a  
(北海道：320円/10a)

2,400円/10a  
(北海道：1,920円/10a)

資源向上支払（共同）



田んぼダムの  
加算単価

：従来単価

事業計画期間5年

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。  
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

写真：新潟市

田んぼダム  
未実施

### <加算措置の要件>

#### ①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

#### ②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

### <加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。